

## 環境福祉常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである、

平成24年12月10日（月） 午前 9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	松元 深 君	副委員長	田代 昇子 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
〃	池田 守 君	〃	今吉 歳晴 君
〃	前川原正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである、

委員 新橋 実 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである、

な し

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである、

生活環境部長	平野 貴志 君	環境特任部長	西 剛 君
工事監査部長	中村 順二 君	南部し尿処理場長	大王 春美 君
衛生施設課長	梅北 悟 君	契約課長	上原 良仁 君
敷根清掃センター場長	浜崎 剛 君	施設管理G長	中馬 聡 君
施設整備G長	楠元 聡 君	生活環境政策G長	林 康治 君
施設整備G主任技師	四元 一実 君	生活環境政策G主任主事	岩元 克磨 君
保健福祉部長	宮本 順子 君	健康増進課長	森 多美子 君
児童福祉課長	茶圓 一智 君	健康増進G長	安田ゆう子 君
児童福祉保育G長	田上 哲夫 君	健康増進G主任	有馬 広美 君
児童福祉保育G主任主事	郡山 愛 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである、

書記 村上 陽子 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである、

議案第81号 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第88号 霧島市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

議案第89号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

議案第96号 請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事）

議案第97号 請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建築工事）

議案第98号 土地の取得について

8 本委員会の概要は次のとおりである

「開会 午前9時00分」

委員長 松元 深 君

ただ今から、環境福祉常任委員会を開会します、本日は、去る12月4日の本会議で当委員会に付託されました議案6件及び所管事務調査を行います、今日は新橋議員が欠席の届けを出しています

本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

早速、審査に入ります、まず、議案第96号、「請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事）」について執行部の説明を求めます。

環境特任部長 西 剛 君

議案第96号 霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事の請負契約の締結について御説明いたします。議案の56ページです、一般廃棄物管理型最終処分場の整備につきましては、平成24年3月議会で補正予算として実施設計の業務委託費と平成24年度当初予算において債務負担行為を含め、建設工事費の議決をいただいたところであります。今回、実施設計の業務委託が10月に終了いたしましたので、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事を発注し、一般競争入札によって落札業者が決定され、仮契約を締結したことから、地方自治法第96条第1項第5号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。それでは、詳細について御説明いたします。工事名は、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事です。工事場所は、霧島市福山町福山6364番外地内です。契約の方法は条件付一般競争入札で、10月23日に一般競争入札の公告の後、11月13日に入札を行い、落札業者が決定し、翌11月14日に仮契約を締結いたしました。契約の金額は、5億5,440万円で、契約の相手方は、霧島市福山町福山4777番地、福山土木・日伸建設・新町組・南建設特定建設工事共同企業体、代表者株式会社福山土木、代表取締役 瀬戸口 浩一です。着工予定は議会の議決を得た日から起算して2日目からで、完成は平成26年3月25日の予定です。工事概要は、最終処分場本体の貯留構造物が鉄筋コンクリート造、容量約14,000立方メートル、貯留構造物の基礎工事、仮設工事、遮水工事、集排水設備工事、敷地造成工事です。入札の状況を申し上げますと、入札参加形態は特定建設工事共同企業体、構成員は3者又は4者、共同企業体の要件は霧島市内に本社・本店を置き、霧島市格付け区分土木一式A級を有する者とし、5者JVが参加いたしました。最低価格は、福山土木・日伸建設・新町組・南建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社福山土木 代表取締役 瀬戸口 浩一が5億2,800万円で落札し、その額に消費税相当額2,640万円を加えた5億5,440万円が契約金額になります。次に図面の説明をいたします、58ページです、場所は、まきのほら運動公園のまきばドームの南側に位置しています、59ページ、配置図です、最終処分場への出入口は、西側の国道504号からとし、当面は仮設道路として使用します、舗装等の仕上げ工事は、本体工事等の進行状況に合わせて別途発注します。60ページ、貯留構造物の平面図、断面図です、内部の寸法は、短辺40メートル、長辺75メートル、深さは6メートルです、コンクリートの厚さは、底部が80センチメートル、側壁は60センチメートルです、平面図の左上には、幅員5メートルの運搬車が通るスロープがあります。61ページ、遮水工構造図です、底面部は二重遮水構造とするため、遮水シートのアスファルト含浸シートを二重に敷設し、更なる安全性を確保するため遮水シート間に自己修復マットを敷設し、表面部には保護マットとして不織布を敷設します、そして、遮水工を保護するため、保護盛土を20センチメートル、切込碎石を15センチメートル、粒調碎石を10センチメートル、アスファルトコンクリートを5センチメートルの計50センチメートルで施工します、直壁部については、コンクリートの底部から約1メートルの高さまで底面部と同様の二重遮水構造とし、それ以上の部分については遮水シートを一重とし、

その上に遮光性不織布を施工します。以上で、議案第96号の説明を終わります。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました、これから質疑に入ります、96号に対する質疑をお願いいたします、質疑はありませんか。

委 員 前川原 正人 君

今回契約方法も一般競争入札の中でも、条件付ということで、されたわけですがその内容は具体的にどういう内容だったのか、お示しいただけますか。

環境特任部長 西 剛 君

今回の内容につきましては、今冒頭で説明をしましたが、入札の形態と申しますか、3者又は4者といたしまして、霧島市内に本社・本店を置くということで、その内容といえますか、供用いたしまして決定したところでございます。

委 員 前川原 正人 君

それとですね、今回、消費税まで入れて5億5,440万円という金額になったわけですが、この最低制限価格から見たときに、いわゆる落札パーセンテージはどのくらいの数値をお示しいただけますか。

環境特任部長 西 剛 君

落札率は97.6%でございました。

委 員 前川原 正人 君

本体工事の議案第96号ですけれども、本体工事となりますと、当然基礎の部分からの立ち上げから始まっていくことになると思うのですが、今回は以前、これまで説明をされていたような工法が一つの約束事になっていくと思うのですけれども、何か変更になった点とかあるのですね。地質調査等も当然やられるだろうと思えますけれども、その辺の、この間のいわゆる住民説明会からの変更点があればお示しいただけたらと思えます。

環境特任部長 西 剛 君

私どもも住民の方々、議会の方々に説明をしまいいりました、当初は生活環境影響調査それから基本設計でございましたので、基本設計につきましては、大まかな数字等を申し上げたわけございまして、今回実施計画で、そういう細々とした計算をしたわけでございます。一つの例を申し上げますと、底面部につきましては、下のコンクリートが80cmから1mということで、お示しをしたわけでございます。それができるだけ経費を節減するという意味から、80cmでよろしいのではないかとということで80cmにしました。底壁面については60cmが80cmということでお示しをしまして、60cmで計算をさせていただきました。それから、もう一つは、万が一何らかの理由で屋根が飛んで、雨水が入ったとした時に、横に貯水槽を造るということにしておりましたので、その管理棟と言いますか、屋根を造る形でしていましたが、中に水を溜めるだけという用途のことから、その屋根を取り払ったと、必要ないのではないかという事で、これについてかなりの経費節減が図られたというふうに思っております。もう一つがこの本体の工事なのですが、当初基本設計の場合は、屋根の軒高を9mという形でしておりましたのですが、それを跡地利用も含めて考えまして、そこまで高くする必要もないということで、5mにいたしまして、これについてもかなりの経費節減を図ったということで、おおまかについては、安全性には問題がないということで、この様な変更をさせていただきました。

委 員 前川原 正人 君

おおまかな変更があったということで、問題は住民側の納得だと思うのですね、例えばその経費の節減は当然しなければならない部分だと思いますが、問題は住民の皆さんへの説明責任というのをしっかり果たして、順を追って、ちゃんと理解を求めなければならないというのが一番大事な部分と思うのですが、その辺の議論・説明と申しますか、その辺は住民の皆さんに説明をされたということで、理解してよろしいわけですね。

環境特任部長 西 剛 君

今回、実施設計を終了いたしましたして、10月23日に牧之原3公民館を対象にいたしまして、住民説明会をしまして、その内容は模型も含めて説明をいたしたところでございます。少し説明をしましょうか。

委員長 松元 深 君

説明をお願いします。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前9時15分」

「再開 午前9時25分」

休憩前に引き続き会議を開きます。他にないですか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、次に議案第97号、「請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建築工事）」について執行部の説明を求めます。

環境特任部長 西 剛 君

説明の前に皆さま方に資料を配布しておりますが、資料の5について訂正をいたしました。寸法の数字が違っていたということで、まことに申し訳ございませんでした。議案第97号霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建築工事の請負契約の締結についてご説明いたします。議案の62ページです。工事名は、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建築工事です。工事場所は、霧島市福山町福山6364番外地内です。契約の方法は条件付一般競争入札で、10月23日に一般競争入札の公告の後、11月13日に入札を行い、落札業者が決定し、翌11月14日に仮契約を締結いたしました。契約の金額は、3億1,815万円で、契約の相手方は、霧島市隼人町西光寺10番地、末広・新町・曾山特定建設工事共同企業体、代表者株式会社末広、代表取締役末廣 浩二です。次に着工予定は議会の議決を得た日から起算して2日目からで、完成は平成26年3月25日の予定です。工事概要は、最終処分場の覆蓋施設である建屋が鉄骨造1階建て、延べ床面積3,548.91㎡です。貯留槽は鉄筋コンクリート造で、容量は1,000㎡です。機械設備として、換気設備、消火設備、塩分濃度測定設備があり、電気設備として、構内配電線・動力・コンセント・電灯設備、電話配管配線設備、自動火災報知設備です。入札の状況を申し上げますと、入札参加形態は特定建設工事共同企業体、構成員は2者又は3者、共同企業体の要件は霧島市内に本社、本店を置き、霧島市格付け区分建築一式A級を有する者とし、6者のJVが参加しました。最低価格は、末広・新町・曾山特定建設工事共同企業体、代表者株式会社末広、代表取締役末廣 浩二が3億300万円で落札し、その額に消費税相当額1,515万円を加えた3億1,815万円が契約金額になります。次に図面の説明をします。65ページです。場所は、先ほどの最終処分場本体工事と同じです。配置としては、建屋を最終処分場本体の上に蓋をかぶせるような形で建設し、貯留槽を隣接して設置します。次に66ページです。建屋の平面図です。建屋の寸法は、短辺44.59m、長辺79.59mで延べ床面積が3,548.91㎡です。主な出入口は、図面左上の1箇所をシャッターとし、ここから運

搬車が出入りします。管理用の出入口として、左右に2箇所ずつ計4箇所の扉を設置します。また、モニタリング設備として、遮水シートやコンクリートの躯体の破損を監視することを目的とし、また、地下水を24時間連続監視し、異常時に警報を発する残留塩素測定装置を設置します。67ページです。構造は、鉄骨造1階建て。建物の最高の高さは8m63cm、軒高は5m30cmです。屋根材は、フッ素樹脂ガルバリウム鋼板で、これは、アルミニウムと亜鉛合金をメッキ処理した鋼板です。外壁はガルバリウム鋼板の角波外装材です。屋根には室内に光を取り入れるためのポリカーボネート折板を設置します。室内の照明器具はLED照明を設置します。68ページです。万が一竜巻など異常気象による災害で建屋の屋根、外壁が破損し、雨水が処分場内に入った際には、処分場内からこの貯留槽に一旦貯留し、その後、敷根清掃センターへ運搬し、処理します。構造は、鉄筋コンクリート造で、地中へ埋設します。容量は、1,000m<sup>3</sup>です。以上で議案第97号の説明を終わります。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 今吉 歳晴 君

この請負金額3億1,815万円、このうちに機械設備工事と電気設備工事はいくらずつですか。この機械設備工事・電気設備工事について、別途の発注というのは考えられなかったのですか。

環境特任部長 西 剛 君

基本設計を行う当初から、このような4か所発注をする予定でございまして、本体工事そのものにつきましても、関連性のあることからですね、本体工事、建築工事、関連性のあることから一括して、こういう発注をしたということでございます。

委員 今吉 歳晴 君

機械設備となりますと、専門外になりますので、その分につきましては丸投げされて、そこはピンハネしてあとは会社に発注するという様な形になるのであれば、これについては専門業者、機械設備、あるいは電気設備、その辺について分割発注した方がいいのではと考えたものですから質問をしたところでした。

工事監査部長 中村 順二 君

私どもは工事に関しましては、多くの受注機会を確保する目的で、可能な限り分離・分割発注の推進を図りながら地域経済の活性化や地場産業の振興など、公共事業を通じた波及効果を求め、下請に対する、地元業者の活用等を呼びかけているところであります。しかしながら、こういう事業に関しましては、事業を行う中での経緯や計画、地元・地域との協議の中で計画・事業化がされますので、それが精査されて、この様な形でされたというふうに感じております。

委員 今吉 歳晴 君

今部長言われた、前段の部分について、やはり受注や発注の機会を増やしていく、専門業者は、市内にも電気設備会社は経営設備会社もいっぱいあるわけですから、その辺については、受注の機会をつくる。丸投げという形ですれば、当然上にピンハネをしてされるわけですから、その辺についてですね、やはり今後は受注の機会を増やす。あるいは専門業者がいれば、そういうところを勘案しながら、発注の機会をつくっていただきたいと思います。

環境特任部長 西 剛 君

先ほどの割合でございませうけれども、機械設備・電気設備ともに大体でございませうけれども、1,500

万円程度になります。全体の5パーセント程度になるということでございます。

委員 前川原 正人 君

先ほどの議案第96号の部分でも、新町組さんが入られていて、今回もJVの中でまた新町ということが入っているわけですが、先ほどの監査部長の話では、広く業者にその機会を与えていくという見解が示されたわけですが、この議案第96号の部分で同じ新町組、これは同じ名称なのか、どうなのか分からないですけど、この辺については、どうだったのでしょうか、同じ業者なのかどうなのかということですね。

工事監査部長 中村 順二 君

2件の工事につきましては「代表者が両方あったらだめですよ」という条件をつけてあります。今回のこの件で、新町組は構成員ということであり、結成はあくまでも自主結成ということですので、なんら問題ありません。

委員 前川原 正人 君

先ほどと同じ質問になるのですが、落札率はどれくらいだったのですか。

環境特任部長 西 剛 君

落札率は97.43%でございます。

委員 前川原 正人 君

先ほどの議案第96号との兼ね合いの部分もあると思うのですが、鉄筋コンクリート造りで、埋設するという1,000㎡の貯留槽ですかね、この構造や施設等の説明というのは説明会でしっかりと説明をして理解を得ているということよろしいですか。

環境特任部長 西 剛 君

これも基本設計をお示した段階からですね、この前の10月の実施設計の説明を含めましてですね、「すべて安全制については、まず問題はありません」ということで説明をいたしているところでございます。

委員 前川原 正人 君

安全性はしっかり担保するのは大前提なのですよね。問題はそのイメージとして、普通の貯留槽を、何か施設を造る、全体の流量計算をして、その中で流量がどれだけで、いわゆる調整池的なものを造る、これとは全く別の問題ですけど、貯留槽ということで、水周りの施設を造るということは今までの説明会でも、ちゃんと明らかにされているわけですよ、だからそれを埋設して行って、イメージとして住民の皆さんの理解度というのは、違うという部分があると思うんですね、例えば目に見える部分と見えない部分とあるわけですが、そういう意味で見たときに貯留槽を1,000㎡の物を造ることは必要だからこそ造るわけですが、住民説明会でのその辺の質疑や疑問とか、それに対する行政側の説明は十分されて、その上で理解を得られたのかというそういう意味です。

環境特任部長 西 剛 君

この貯留槽につきましてはですね、まず、この中に水が入るということは想定をいたしておりません。なぜかという、そういう破損するとか、最初からそういう発想はしていない状況でございます、ただ貯留槽に万が一ということで、御説明をずっとさせてもらっております。この貯留槽につきましては、宮崎や都城の事例がございまして、処理槽までのパイプ、そこらあたりが漏れるということの事例があった状況からですね、別棟にそれを造るということで、その管なんかも「もう造りませ

んよ」と、「もし万が一の事があったら、水を汲みあげてその中に入れますよ」ということで説明をさせていただいて、特に疑問と申しますか、そういう質問はございませんでした。

委員 前島 広紀 君

今の続きですけれど、先ほど説明で2ページの終わりのところなのですが、これは万が一の話ですけど、汚水が処理場に入った際は処分場内からこの貯留槽に一旦貯めて、貯めたものを敷根清掃センターに持って行きそこで処理をするということが書いてあるのですが、水の処理というのはどういうふうにするのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

万が一のためのということで、敷根清掃センターでは、毎日50 t 以上の水を炉が1,300度で運転しております。その1,300度になった炉を通過した空気、空気を大気中にそのまま出すわけにはまいりません。ですからその大気を冷ますために、水を使ったりもしております。ですから、その冷ますときに、直接噴霧する場所もあったりしますので、そういうところで噴霧してしまおうということも計画の中に入れております。

委員長 松元 深 君

他にありませんか。

委員 前川原 正人 君

今回、こういう大きい公共事業、建物ができていくわけで住民説明会でもあったのですが、工事中というのは、なかなか見学はできないと思うのですね。危険であったり、邪魔になったりとかいう部分もあるのですが、例えば住民、特に宝瀬地区の方たちが、どういう状況なのか、どういう施設でというイメージとしては分かっていますが、完成をしていく段階で見たい、「どういうふうになるのだ。どういう状況なのか」ということを見たいという、そういう声もこれまで上がってきた経過があるわけですね、そういう際の対応の仕方、いつでも、どこでも、というわけにはいかないでしょうけど、ある程度の進捗段階においては、当然そういう説明というのもしっかり果たしていかなければならないと思うのですが、その辺についての対応はどのようにお考えですか。

環境特任部長 西 剛 君

今の御質問ですけれども、工事を執行する中で、そういうお話がございましたら、工事の現場なり危なくない範囲の中で、そういう場所でも設置ができればいいなというふうに思っております、その中で今、地区の5名の代表者の方と、私どもは今までの進捗状況なり、締結をしてから、何回か集まっていたいただき、私どもが、その都度説明をさせていただいております。ですから今後、そういう進捗状況も含めましてですね、その5名の方に、まずお話をいたしまして、その中で回覧なり説明なり、要望がございましたら、説明そのものは体制を整えている状況でございます。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第97号に対する質疑を終わります。次に、議案第98号「土地の取得について」執行部の説明を求めます。

環境特任部長 西 剛 君

議案第98号 霧島市一般廃棄物管理型最終処分場整備に伴う修景施設保全等のための土地取得に

ついて御説明いたします。議案の69ページです。一般廃棄物管理型最終処分場の整備につきましては、地元の西牧之原自治会第11班の方々と本年3月に基本協定、環境保全協定を締結いたしました。これに関連する地域振興策として最終処分場に隣接する民有地を整備地への進入路及び修景施設等として用地買収を行うものです。今回、15筆11名の方々と仮契約が終了したことから、地方自治法第96号第1項第8号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、土地の取得について議会の議決を求めるものです。それでは、概略御説明いたします。土地の所在地は、霧島市福山町福山字中柚木6362番1外14筆です。地目は、山林及び畑で、面積は、2万4,020㎡です。取得金額は、2,925万9,440円で、取得の相手方は、霧島市福山町福山6686番地上別府 盛男 外10名です。提案の理由としましては、福山町福山地内の山林及び畑を一般廃棄物管理型最終処分場建設予定地周辺の景観を保全するため用地の一部として、取得しようとするものです。次に図面でご説明いたします。71ページです。用地取得の場所は、最終処分場建設予定地に隣接する民有地です。72ページをご覧ください。仮契約を行った土地は、黒枠で囲んだ部分です。詳細について、別紙A3の用地取得図を御覧ください。赤色が今回の仮契約部分です。黄色が現在交渉中の部分です。緑の枠が最終処分場の建設予定地です。以上で議案第98号の説明を終わります。

委員長 松元 深 君

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 前川原 正人 君

今回2万4,020㎡ということで15筆11名の地権者がいらっしゃる部分を買われるということですが、その理由として修景施設等の用地の一部にするということですが、これはあくまでも、修景施設等の用地の一部として利用をするということですが、具体的にこれというのは、なかなか今の現時点では言えないと思うのですが、今後どういう、形での利用のための土地というふうな位置付けをされているわけですか。

環境特任部長 西 剛 君

今回の用地の取得につきましては、整備地及び修景施設ということで、今回提案をしているわけですが、修景施設につきましては、やはり住民の方々の要望がございまして、その周辺部をそのままの形で守って下さいということで、御要望がございましたので、私どもがその周辺につきましては買収を行うわけですが、買収を行った後は、そのまま保全としておきたいと考えているところでございます。ただ福山の牧之原公園そのものの一体的な範囲の中に入りますので、現在はそういう形で修景施設として残すと、ただ説明会でも申し上げておりますように、ここにつきましては、全体の区域の中に入っておりますが、後期計画区域ということで、範囲の中に入っております。ただ後期計画区域というのは、今後まだ特に計画そのものはないということで、私どもは伺っているところでございます。

委員 前川原 正人 君

もうひとつは、今後、取得予定地まで示されているわけですね、10筆の2万3,711㎡と8名の地権者からも今後買うということですが、これも同じ扱いということで理解をしてよろしいわけですね。

環境特任部長 西 剛 君

その様に理解していただきたいと思っております。

委員 前川原 正人 君

それともう一点はですね、今回の金額を平米数で割ってみますと、一平米辺り、大体1,218円ということで、これはどうしても基準単価というのは、いわゆる、評価額が一つの基準になると思うのですが、その基準額から見た場合の今回の平米辺り1,218円というのはどういう金額的位置になるのでしょうか。

環境特任部長 西 剛 君

今回取得をするのは山林及び畑ということで取得させていただいております。ただこの金額につきましては、土地の鑑定をいたしておりますので、この様なことを参考にしながら、庁内である土地取得処分委員会等で決定をしていただき、このような形で提案をさせていただいたということでございます。

委 員 前川原 正人 君

もう一つは、地域の方たちと話をする中で、今回土地も買収をされたということで、お聴きをしているわけですが、ゲートボール場もできるらしいと、どの程度のゲートボール場なのか、それは住民の意向・要望に行政側が対応していくということは当然出てくるでしょうが、ただ、そういうゲートボール場ができるらしいという、そこだけを取って「ああそうですか」ということにはならないわけです。住民側の要望がただ造ればいいのではなくて、例えば利便性の上がる所、利用しやすい場所という、その辺の有余といいますか、その辺はまだ余裕はあるわけですか。住民側の要望に応じていく答えとして、その辺は臨機応変な対応ができるということによろしいですか。

環境特任部長 西 剛 君

私どもがこれを進める中で地域振興策、基本協定・環境保全協定を結ばせていただいた中で、地域振興策に関する協定書というのも結ばせて頂いております。基本的にはその中で進めさせて頂いております。今申し上げましたように5名の代表者の方に、その進行状況も話をさせて頂いております。その質問の中には協議をしている中で若干の微調整といいますか、そういう話も出てくるわけでございますので、基本的には、その地域振興策の中で、こちらの方としては進めさせて頂くと、おおまかにはそういうことでございます。ただ、用途について極端なことがあったら、それは難しいということでお話させて頂くということでございます。

委 員 前川原 正人 君

今後の取得予定地ということですが、だいたい時期はいつぐらいを目指していらっしゃいますか。

環境特任部長 西 剛 君

今後の取得土地は今この黄色で示している土地でございますけれども、今現在進行中でございます。この中で今回、12月議会の方で間に合わなかった部分もございまして、と申しますのは、ある程度の理解を頂いて、その時間なりが掛かった関係で12月議会に提案できなかったものもあります。もう一つはですね、相続関係もこれに含まれておりますので、その相続もかなりの人数を要する相続もございまして、それも今回進行中で交渉をさせて頂いているところであります。予算の議決を頂いたこととございまして、何とか3月までは私たちも一生懸命頑張る努力をしたいと思っております。

委員長 松元 深 君

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第98号に対する質疑を終わります。次に、議案第81号「霧島市火葬

場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」執行部の説明を求めます。

生活環境部長 平野 貴志 君

議案第81号「霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明いたします。霧島市国分斎場は、国分地区衛生管理組合の火葬場として管理運営し、合併後そのまま本市が引き継いだものであります。その後、住民サービスの向上、経費節減などの観点から平成22年度から指定管理者制度を導入し現在に至っております。平成2年5月の供用開始以来、炉の増設などを行うなど利用者の利便性の向上をめざし、また、最適な環境で厳粛な尊厳の場の創出に努力してまいりました。また、これまで斎場の使用料を据え置いてまいりましたが、現在、本市は、霧島市行政改革大綱（第2次）などにに基づき行財政改革を推進しているところであります。このようなことから施設運営に係る所要の経費から積算した結果、また、併せて、県内他の火葬場の状況も勘案した結果、市外の居住者に限って使用料の一部を改正しようとするものであります。今回の改正案では、市内に住所を有する市民の負担増を伴わず、市外に住所を有する者の使用料の一部を変更するため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、衛生施設課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、御協賛いただきますようお願い申し上げます。

衛生施設課長 梅北 悟 君

議案第81号「霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」御説明いたします。国分斎場の火葬料については、平成2年5月稼働以来、据え置いておりましたが、行政改革大綱（第2次）等を踏まえ、見直しを検討いたしましたところであります。利用者負担について、大人1体の火葬に要する灯油の使用料が5,000円程度必要であり、人件費や設備の維持修繕料などを含めると大人1体あたり4万円程度必要になります。これらのことから、県内の状況等も踏まえ、市内に住所を有する市民には現状どおりの負担とし、市外に住所を有する方の火葬料等については、適正な負担をして頂くことといたしました。1体につき大人現行2万円を4万円に、小人現行1万5,000円を2万円に、死産児・改葬遺骨、人体の一部及び産汚物現行1万円を1万3,000円に、通夜使用料現行2万円を3万2,000円にそれぞれ改正しようとするものであります。以上で説明を終わります。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 有村 隆志 君

今回この様に改正になるわけですが、こうした場合に市外の方、市内の方、同じ火葬条件となるのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ただ今委員の申されたことにつきましては、国分斎場の運営上の基準という形で条例とかそういう形では設けておりませんが内規的に市外の方々の火葬を受け入れる件数を制限しようという目的で規則を持っております。それが、結局は市内に住所を有する方の火葬に支障を来さないためにという目的で制限をしていたところでございます。その条件といたしまして、今までは市外の方につきましては、まず翌日の火葬に限り予約ができるようにしておりました。それと予約しようとする時点で、受け入れ可能な火葬件数が4件以上、まだ残っているという場合に限るということにしておりました。それと1日に一件のみに限るということで、この3つの条件を市外から電話予約があった段階でクリアしている場合にだけ受け入れをしていたところでした。それにつきまして、先日より委員の方からも、

御質問があったように、市外の方の利用希望が最近多くなっているみたいでございますので、それらも踏まえて、今回料金も、もちろんですけども規約や規定について見直しを検討しているところでございます。今、検討の段階では、市外の方には、それ相応の御負担をいただくわけですので、今回、市民が必ず利用できる状態はつくっておいて、更に市外の方が希望されれば1日一体のみという状態ではない条件を今作ろうとしているところです。具体的には、市民の方が一番利用されるのは、午前11時半に火葬をしたいという御要望が一番多いです。ですから、その時間帯だけは必ず市民のための時間帯として確保し、それ以外を市外の方にも御利用の要望があり予約された時に空いていれば、受け入れたいというふうに基本は考えておりますが、まだそこまでの決定は今回の条例改正が済むまではいたしていないところでございます。

委員 田代 昇子 君

これまで市外の方の件数はどのくらい上がっていますか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今までの実績で申しますと大体、年間40件から60件の間で推移しております。

委員 田代 昇子 君

亡くなった人が始良の人であって、家族がこっちにいる場合はどうなるのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

市内か市外かの区別つきましては、死亡された方の住所地ということで認識しております。

委員 前川原 正人 君

今回市内の方については、埋葬料等について変化はないわけですが市外の方のみが2万円から値上がりをするようになるわけですけど、近隣の自治体、近隣も広いですが、薩摩川内市、鹿児島市、鹿屋市等の自治体の状況というのはどういう料金形態になっておりますか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

この条例を提案する段階で、もちろん我々もせめて県内の今現在の各斎場の料金といつ頃改正されたのだろうかという状況等を把握いたしております。その中で鹿児島市が、どうしても大きい自治体ですので、そちらの方をすぐに調査いたしましたところ、ごく最近改正されまして、今現在、鹿児島市で市外の方では大人一体、5万1,000円、これが1万円から5万1,000円に変更されたそうです。それから大きなところでいきますと、指宿市の方も今まで2万2,000円だったのが3万円に変更されていらっしゃいます。薩摩川内市は2万5,000円だったのが、まだ今のところ改正はしていらっしゃらないみたいです。鹿屋市のほうに行きますと、大隅肝属広域事務組合ということになります。斎場を新設されております。その段階で旧施設では3万円だったのを、新施設では4万5,000円に変更し今現在運営していらっしゃるということでございます。

委員 前川原 正人 君

それぞれ市外の部分については変更をして、値上げをしているわけですが、本市の場合大人でいくと市外の方が2万円だったのが4万円、子供さんの13歳未満の方が1万5,000円から2万円、この順番でいけば1万円が1万3,000円、2万円が3万2,000円ということで、値上がりをしているのですが、この料金を定めるに当たって、例えば他の近隣市町との比較も当然でしょうけれども、この料金改定をするための根拠は、どこにあったのかですね。ただ他がやっているから上げましょうということではなかったと思うのですが、その料金を定めるに当たっての根拠は何だったのか、お示しいただきた

いと思います。

衛生施設課長 梅北 悟 君

先ほど口述のところでも申し上げましたけれども、もちろん県内の状況もありますが、今現在、霧島市国分斎場で管理運営しておりますけれども、まずそれぞれ経費が掛かっております。その中で、大人の方を一体焼くのに、どのくらいの灯油を必要としているのかというのが、まず基本それがないと火葬できないものですからそれを調査いたしました。それが、だいたい一体5,000円程度掛かるということになります。それで灯油代ぐらいは市民の方に御負担頂こうということで、現在市民は5,000円ですので適正ではないだろうかと、あと市外の方につきましては、もう管理運営に掛かるすべてを、金額、人件費を含めて、一体あたり実費でいけば4万円程度掛かってしまうということで、市外の方については実費相当を御負担いただくということで4万円をお示しし、それを他の施設との比較等も踏まえて今回提案されて頂いております。

委員 前川原 正人 君

何が言いたいかということ最後の尊厳の場というか人間の一番最終の部分ですよね、人間が火葬され、だびに布されるという一番最後の部分で、同じ人間を火葬するわけですがけれども、本来であれば税金を納めてこられた。しかし、市外の方は以前いらっしゃったかもしれない。それは検証がなかなかできない部分があると思うのですが、今回のこの改定による金額というのは、ただ経費面だけではなくて、他の近隣市町も一つの検討材料として議論はされたわけですか。その辺はいかがでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

近隣市町という形ではなく、近隣の施設、火葬場そのものが今どういう状況であろうかということを確認し、それぞれ火葬場には自分の管轄する区域の管内、自分が管轄する区域でない管外という形で料金体系を持っておりますので、その部分では比較させて頂いております。

委員 前川原 正人 君

それともう一点は同じ霧島市でも、いわゆるその牧園・横川地区の方たちも、利便性からいけば、向こうだったり、こっちだったりという様々な条件があると思うのですが伊佐北始良火葬場管理組合ですか、ここの整合というのはちゃんと整わせているということによろしいですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今回伊佐北始良との整合性は合せておりません。霧島市民といたしまして、牧園・横川地区だけがどうしても近いということもありますので、組合のほうには牧園・横川地区は加盟しております。ですから、伊佐北始良火葬場管理組合のほうには、牧園・横川地区の住民の方は、管内料金でできます。しかし隼人・溝辺地区の方々につきましては、管外ということになりますので、そういう意味では、火葬場の施設の区域の状況に応じた料金体系ということで判断いたしております。

委員 前川原 正人 君

今の伊佐北始良火葬場管理組合の料金というのはどういう状況でしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

大人の方13歳以上が今のところ管外という形でいけば2万円になります。市内は5,000円で、同じ料金です。ですから霧島市民であれば国分斎場を利用されても牧園・横川地区の方々は、同じ料金で火葬ができるということがございます。

委員 今吉 歳晴 君

使用料は市の収入になるわけですね。

衛生施設課長 梅北 悟 君

指定管理者制度を導入しておりますが、この施設、指定管理者が努力して売上げを伸ばせるような施設ではございませんので、すべて市の使用料と歳入に入っております。

委員長 松元 深 君

ほかにございせんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第81号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時35分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第88号、「霧島市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について」執行部の説明を求めます。

生活環境部長 平野 貴志 君

議案第88号「霧島市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について」御説明いたします。この条例改正の根拠といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で規定されております一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、当該市町村の条例により環境省令で定める基準を参酌して定めるとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものです。詳細につきましては、衛生施設課長が御説明申し上げますので、よろしく審査いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

衛生施設課長 梅北 悟 君

議案第88号「霧島市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について」御説明いたします。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で規定されていた一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格について、当該市町村の条例により環境省令で定める基準を参酌して定めるとされたことに伴い、本条例を制定しようとするものです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で規定されている一般廃棄物処理施設は、霧島市敷根清掃センター、霧島市敷根一般廃棄物管理型最終処分場及び霧島市南部し尿処理場、霧島市牧園・横川地区し尿処理場がございます。これらの処理施設には、現在も環境省令で定められている基準の技術管理者が配置されておりますが、今後は本条例に定める技術管理者を配置することになります。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 今吉 歳晴 君

下の二行目、「基準の技術管理者が配置されておりますが、今後は本条例に定める技術管理者を配置する」これはどういう意味ですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ちょっと表現がまどろっこしいのですが、今現在も技術管理者として今まで申しあげました霧島市

の管理する一般廃棄物処理場には配置しているところです。今まで処理場に10年以上の経験を有する職員という規定が環境省令でもありますし、今回の市の条例にもあるのですが、そういう部分で、資格を持った職員が今現在管理しております。今後この条例が制定されますとこの条例に基づく職員として読み代えるということになります。そのような意味で、このような表現をさせて頂きました。

委員 今吉 歳晴 君

今、この基準が2条の中で(1)から(11)までありますよね。これには該当する職員は、もうすでに配置されているということですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

その通りでございます。

委員 前川原 正人 君

先ほど部・課長口述のほうで説明を頂いたわけですが、今回、先ほどの議案第96・97号の中で、これも一般廃棄物管理型最終処分場という扱いになっていくわけですがけれども、先ほどの冒頭説明では、敷根清掃センター、敷根一般廃棄物管理型最終処分場そして南部し尿処理場、牧園・横川地区し尿処理場ということで、説明があったわけですが、今度新たに廃棄物処分場も最終処分場が牧之原の方にできることとなりますが、この部分についても同じ扱いということで理解をしてよろしいわけですね。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今の御指摘のとおり、新たにできたら、その段階で、その施設には技術管理者を置かなければならないとなりますので、技術管理者として今後は、この条例に基づく資格を有する者を配置することになります。

委員 前川原 正人 君

先ほどの課長口述の中での4施設については、いつも常駐をされているということになるわけですが、先ほどの議案第96号の中では、常にはいないのだよということでしたけれども、この条例ができることによって、最終処分場の職員の配置、その時々になるのか、また扱いが若干違ってくるような気もするのですが、その辺の扱いについてはどういうふうな検討をされていらっしゃるのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

配置しなければならないということで、誰かそこに居なければならないということになります。ただそれが常駐しなければならないということではなく、結局今のところ我々の想定では技術管理者として敷根清掃センターにいる職員が、また配置してその職員の管理のもと新たにできた施設につきましては管理していこうということで検討しているところでございます。

委員 前川原 正人 君

ですから新たに今後できていくことになるわけですがけれども、普通一施設に対して一人というのが、常識的な考え方ですよ。逆に言えば、もう一つできれば敷根の清掃センターや敷根の一般廃棄物管理型最終処分場の人が兼務でも何ら法的には問題はないということになるのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

法的には問題がございません、ただ現在職員、敷根清掃センターのほうにも、まだ何人も残っております。そういう意味では担当という形で人を変えて、その部分には、その担当の方が技術管理者となるということも考えられます。

委員 今吉 歳晴 君

第1号からずっと資格要件があるのですが、市長が同等以上の知識及び技術を有する者とあるわけですが、ということはこの文面は、これに該当しなくても市長が認めさえすれば、誰でもいいということにならないですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

表現の読み方によっては、そのような読み方もできようと思います。しかしどうしても一般廃棄物処理施設でございますので、やはり環境に配慮した仕事の仕方とか、どうしても資格としていろんな講習等ございますので、それらの講習を受講しているもの等を想定し最終的には技術を持った民間の、いろんなところもございますので、どうしても配置できない場合には、そういう所も含めてこの表現にさせて頂いております。

委員 今吉 歳晴 君

これが一つ二つであればですが資格要件が10項目まであるのですよ、そうした中であえてここに謳うと、この資格というのは市長が認めさえすればいいわけですから、その辺の捉え方が非常に曖昧になってくるような気がしたから質問したわけです。

委員 田代 昇子 君

今の件ですが、先ほど10年以上務めた人は、それなりの資格に相当するものを持っているという説明があったようですが、そういう人たちをここにちょっと謳っていくとかはできないのですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

その項目が、(10)で「10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」ということになりますので、うちの職員は今のところ、すべて10年以上経過しているという意味で申し上げます。

委員 前川原 正人 君

環境省令で定める基準も参酌してということで謳ってあるわけですが、これまでは環境省令の規定に基づく管理者でオッケーと今後は市の条例で、しっかりと環境省令に基づく技術者を置くということで理解をするわけですがけれども、例えば条例で定めていくことで技術者ですので、ある意味、技術職員なわけですよ、その対偶・手当そういうところまで考えていかなければならない部分も出てくると思うのですが、その辺について今現在の状況から見たときに、条件、格が上がると言ったらおかしいですけども、参酌してという部分がありますので、そんなに変わりはないと思いますが、技術者としての有資格者ですよ、そういう方たちの対偶・条件等の整備というのも今までどおりということになるわけですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今までどおりの条件という形になります。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第88号に対する質疑を終わります。次に、議案第89号、「指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）」について執行部の説明を求めます。

生活環境部長 平野 貴志 君

議案第89号「指定管理者の指定について」御説明いたします。本案は霧島市南部し尿処理場の指定

管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。霧島市南部し尿処理場につきましては、平成24年6月4日より指定管理者を公募し、応募のあった3団体について霧島市指定管理候補者選定委員会におきまして審査を行ったところであります。同選定委員会におきましては、申請者から提出されました事業計画書等の審査、申請者からのプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリングなど審査の結果、最高得点者である「JFE環境サービス株式会社」を候補者と選定する旨の委員会報告がなされたところであります。以上のことから同候補者選定委員会からの報告を踏まえ、同候補者を平成25年4月1日から平成30年3月31日まで5年間、霧島市南部し尿処理場の管理運営を行わせようとするものであります。詳細につきましては、衛生施設課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただき御協賛くださいますようお願い申し上げます。

衛生施設課長 梅北 悟 君

議案第89号「指定管理者の指定について」御説明いたします。霧島市集中改革プランでは公の施設の民間委託等を積極的に推進するとしております。霧島市南部し尿処理場につきましては、指定管理者による施設の管理運営が可能であると判断し、公募を行ったところ3団体の応募があり、霧島市指定管理候補者選定委員会で審査の結果、「JFE環境サービス株式会社」が最高得点者となり指定管理候補者に選定された旨の報告を受けたところであります。その報告では選定の主な理由として別紙、指定議案説明資料の5選定結果のし尿処理施設の維持管理メーカーとして実績があり、ノウハウの厚みがあり信頼がおける。南部し尿処理場での経験・技術・ノウハウがあり、メンテナンス技術は非常に高い。JFEについては、財務分析で安全性は第3位の評価を受けているが、前年、前々年の利益が多少減少したからだと思う。しかし税理士の格付け評価では最高ランクであり問題は無い。技術は一級である。技術開発についても会社として取り組んでいる。民間力を活用することは経費節減を目的にしているが、その期待にも沿っていると評価できる。雇用についても地元で社員を雇用していくということである。地元の企業でないといけないということはない。他社と比較し、類似施設の実績と、技術があり、5年間の現場での実績もあり適切である。実績と経験、地元とのトラブルもない。現地での実績を主に見て評価した。5年の実績があつて色々なノウハウがある。薬品等に関しても運転に合わせた数量に減少させ、経済的な運転をすることができる。これだけ大きな機械を扱う施設であるので、電気知識も必要であり、制御も複雑になり重要である。専門的な電気主任技術者の配置を考えていて評価できる等の選定意見が出されております。今回、選定委員会の報告等に基づき、「JFE環境サービス株式会社」を平成25年4月1日から平成30年3月31日まで5年間、指定管理者として指定しようとするものです。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました、これから質疑に入ります、質疑はありますか。

委員 今吉 歳晴 君

この委託料はいくらですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今回JFE環境サービスが示された、単年度ずつの指定管理料ということでございます。それにつきましては平成25年度で1億2,810万円、5年間合計では6億4,050万円という募集でございました。

委員 今吉 歳晴 君

今までの管理委託料はいくらでしたか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今現在はJFE環境サービスに管理運転業務だけの委託をしております。それにつきましては平成24年度では2,205万円を委託しています。

委員 今吉 歳晴 君

今回この委託料に含まれるのは、どういうものですか。例えば電気料金あるいは改修工事、この辺について含まれるのか法定点検あるいは消耗品・薬品等含まれるのかお聴きいたします。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今まで行っておりました運転は含まれます。それと消耗品と薬品、燃料費も含まれます。含まれないのが施設・建物、そのものの維持管理に関することです。後大きな修繕・改修等があった場合には、そういうのは含まれておりません。定期的なオーバーホール、どうしても設備を維持管理する建物、すべて含めた形での維持管理の部分は、オーバーホールは今回含まれていない。小さな修繕、金額的に示しておりますのが、10万円以下程度の修繕は今回、指定管理料に含まれるということで提示しております。

委員 今吉 歳晴 君

包括的な業務委託というのは検討されなかったのですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

霧島市として最初申し上げましたように集中改革プランで、まずは公の施設を民間委託等積極的に進めるといことがございまして、その中で我々サイドとして、この指定管理者制度の導入を当初から予定しておりましたので、今回の包括的な修繕料すべてを含んだ、オーバーホールを含んだ包括的というところでの検討は今回いたしませんでした。そのためにはどうしてもこの5年なり10年間その長期的スパンでオーバーホール、それから大きな改修工事、どこのところまで委託に含めるかという検討をしなければならないのですが、今回は包括的業務委託の部分までの検討までは至らなかったということでございます。

委員 今吉 歳晴 君

最初の説明で公の施設の民間委託等を積極的に推進する。普通の例えば公園、あるいは体育館、こういう安いものの指定管理であれば問題はないのですが、今後やはり5年経過して修理代も相当上ってくることも考えられますし、今言われましたとおりオーバーホールの問題も出てくる。そうであれば指定管理でなくて、やはりそこには包括的に民間委託ということを検討して経費もろもろ検査する中で検討していかなければ、私は非常に難しい問題も出てくる気がしています。もうひとつお聴きしますが指定管理候補者選定委員会これは何人ほどで、どういう方でされているのですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

この委員会は副市長を委員長とし、市の関係部長及び外部の専門的知識を有する方、それと周辺住民から構成される8名の委員会でございます。

委員 今吉 歳晴 君

この選定の内容を見ると非常に専門的な知識が要求されるようなものが出ている、3者が応募されたわけですが、この2者はやはり全国的に展開されているような会社が応募されたのか伺いたい。

衛生施設課長 梅北 悟 君

後の2者についてですが、1者は霧島市内の業者でございます。この方は全国的には展開していらっしゃると思います。もう1者につきましては、県内に事業所を有する事業所でございます、この方は全国的に展開していらっしゃるというふうに伺っております。

委員 今吉 歳晴 君

し尿処理施設の維持管理メーカーとして実績があり、ノウハウの厚みがあり信頼がおける。これは当然だと思うのですが、メンテナンス技術が非常に高い、これについてどういう基準で判断されたのか、それから技術は一級である。技術開発についても会社として取り組んでいる。他者と比較し、類似施設の実績と技術がある、これは当然だと思うのですよ。それから薬品等に関しても運転に合わせた数量に減少させ、経済的な運転をすることができる。こういうことを見ますと、やはり相当な技術のある方が中に入っているから、これだけの回答が出てきていると思うのですが、私ども議会で判断する中では、あとの2者の名前も出てきておりませんし、ただこの方々が、いろいろと列記されている。この辺を参考にしながら判断をしていく、これしかないわけですから、やはりこういう問題については、応募者すべて会社名くらいは公表するようでないといわねえと我々は議会として判断のしようがないと思うのですがいかがでしょうか。このことについては、部・課長では判断できないでしょうがその辺についてはいかがな考えでしょうか。

生活環境部長 平野 貴志 君

現在の霧島市が指定管理をしようとする取扱いにつきましては、指定管理者の候補者選定委員会の設置をして、その案件ごとに外部の委員や市役所の関係部長等そういう部署のものが、それぞれ選定委員として、いろいろ協議をしていく中でのものがございます。今委員から御指摘あったことにつきましては、先ほどの件等も勘案した場合ですね、今のほうが適切かどうかというところの議論までは、まだ至っておりませんが、現制度の中で私どもとしては精一杯協議をした結果であると思っておりますので、その点は御理解を頂きたいと思っております。

委員 今吉 歳晴 君

今後の検討課題として、例えば普通の一般競争入札であれば先ほどの契約にしてもすべての会社が出ているわけですね。やはり名前くらいは落札業者だけでなく、応募した会社くらいはですね、やはり参加業者について公表してもらったほうが、我々議会として判断する中で非常に有り難いと思うのですが、今後ひとつ考えていただきたいと思っております。

委員 前川原 正人 君

先ほどの説明答弁等をお聴きしていたわけですが、当初の指定管理業務というのは、直営当時からした場合に大体95%程度を指定管理として、あとの5%の部分の経費を節約・節減をするというのが大きな目標だったわけですね、それで見た場合に22年度が2,205万円ということで先ほど報告をいただいたわけですから、今後、経費の節減等を当然努力はしていかなければならない部分とは思いますが、例えばJFE環境サービス株式会社との協議というのは、今後詳細にわたっては議論を詰めていかれることとなりますが、その内容等についての協議結果、評定を出す過程の中での議論というのはどうだったのでしょうか。

生活環境部長 平野 貴志 君

前段の所で御説明をさせていただきたいのですけれども、先ほどは一部委託でございますので、現在は直営でありますけれども一部委託の部分の委託料の金額を申し上げましたけれども、この指定管

理者候補を募集するにあたりまして、基準額が1億3,510万3,000円でございます。この1億3,510万3,000円といいますのが、現在、経費として支出しておりますものの、大体95%という捉え方をしているだけというふうに考えます。それを基準額としておりまして、先ほど申し上げましたような、今現在、事業者から、候補者から提案をいただいております。手続といたしましては、今度は議決をいただきまして、正式に指定管理者となった場合は、改めてまた見積もりを取ることになります。それは5年間のものと、それと年度ごとの協定も行いますので、当然それぞれの部分のところ年度ごとに当然金額を示されてくるということになりますので、あくまでも今のところは、候補者選定に当たってのものを提案されていますので、この金額よりも更に同等あるいは下がってくるものというふうに私どもは認識いたしております。

委員 前川原 正人 君

JFEを敵にまわすわけではないのですが、これまでですね、過去、賠償請求まで市がやった経過があるわけですよ、ですから本来であれば会社のこれまでの経緯であったり、これまでの会社の対応であったり、それに対することも当然、今回の指定管理の選定委員会の中での議論というのは、何かしらあったと思うのですが、そういう議論・検討というのはされなかったわけですか。

生活環境部長 平野 貴志 君

今回、私どもが候補者として議案としてお願いしておりますのは、JFE環境サービス株式会社でございます。今お尋ねの件につきましては、その親会社と言いますか、法人としては別格でございます。100パーセント子会社であったとしても別格でございますので、そのものにつきましては先に議会でも議決をいただき、また、和解・調停によって解決済みでございますので、その点につきましては議論については委員会の中ではまったく出ておりません。

委員 前川原 正人 君

もう一点はですね、今後その業務委託、一部管理をやっていただくという方向になると理解をしているわけですが、例えばその消防品等の部分も当然出てくるわけですよ、管理委託のみだけで今おっしゃる基準額1億3,510万3,000円ということでは理解するわけですが、今後の消耗品や、不測の事態の状況ということも当然想定をされることにはなりますが、その範疇をどれぐらいまでみるのか、ある意味独占的な部分があると思うのです。これまでの経緯を見ますと、この会社が建設の段階から携わってきたという部分もあるわけですので、その辺を見た場合に今後の維持管理費とは別に、消耗品と不足の場合の対応の仕方等についても、その分の経費はかさんでいくであろうということも想定しますが、それについてどういう考えなのかお聴きをします。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今、一部を業務委託するという表現でございますけれども、逆に一部を市が直接管理するという形になります。今、申されました消耗品とか燃料費等につきましては、すべてJFE環境サービスが負担をするということになります。この募集要項の段階でリスク分担というような形で、これについては指定管理を受けたら、そのところが処理するのですよというのもお示ししております。それらの中で市が直接タッチしますよという事柄につきましては、施設の管理運営に及ぼす法令の変更とか、そういうものは市がしますと、あとは不可抗力で防風・豪雨・洪水・地震・火災・その他、または指定管理者のいずれの責にも期することができないことに伴う損失等については、市が見ましようということにしております。施設設備の損傷ということで、施設設備の設計・構造上の原因によるものですか

らそれ以外によるものは指定管理者がしなさいよという表現になっております。それから住民への対応としては、地域との強調とか指定管理業務の内容に対する住民からの要望とか苦情等は、指定管理者がすべてするのですよ、それ以外で、まだあった場合には、また地域住民との対応でも協議して、それには参加しますという形にしております。それぐらいで物価変動・金利変動これらにつきましては、基本は指定管理者になっております。ただし大幅な物価変動、今回、消費税等が改正と、これは法律改正に伴いますがその場合は協議をしましょうということにいたしております。

委員 前川原 正人 君

先ほどの説明の中でありましたように、消耗品等についてもこの基準額の範囲内で納めるという理解でよろしいのか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今の御理解でよろしいのですが、それが予備品として前もって持っておく備品になれば消耗品になろうと思しますので、そういうものは消耗品すべて指定管理者が負担していただく、ただ突発的なのとか、経年劣化により修繕として行わなければならないというような部分があったら、それは修繕料として検討をいたしますので、修繕料につきましては、10万円という基本的な数字は持っております。それ以上の修繕をしないとイケないようなものは、施設そのものの管理運営上支障があるということになりますので、市が負担すべきものという形で考えております。

委員 田代 昇子 君

9件の評価が出ていますが、3番目のJFEについての財政的分析の評価がしてありますけれども、税理士の格付け評価では最高ランクであると、問題はないということでございます。その次に技術は一級であるって書いてありますが、これは技術面なのか、財政的な面なのかお聴かせください。

衛生施設課長 梅北 悟 君

この財務分析で安全性は第3位の評価という、この部分を私もちょっと委員でないものですから、分からなかったのですが、指定管理者を受け、指定管理者になろうという公社の方は、財務の過去3年間の財務成績を別途提出されておりました。それらを税理士の方がいろいろと評価されて、安心して、ちゃんと確実に、この会社ならできるであろうという評価をされた項目があります。その項目のことで、第3位、しかし最終的には、税理士の格付けの評価では支障はないという評価であったということだったみたいです。技術が一級であるというのは、これは現地説明会ということで、応募しようという方々にも現地説明会をいたしました。さらに、選定委員会の委員のメンバーの方々も現地で、物事態を見ていただき、この設備ではこういうことに気を使って、維持管理しておりますと、今後もこの環境は守るために、その処理的な技術だけでなく、現場を見ていただければ、皆様も御理解いただけると思うのですが、施設周辺の草等も相当面積が広いので、それらの景観に関する、配慮も今現在いたしており、もちろん市の職員が管理しておりますので、市の職員の指導のもとですが、それらの行為も今後引き続きするという現場の声もありましたので、そういう所をこの委員の方は判断されたものと考えております。

委員 有村 隆志 君

し尿処理場のことで、ここには隼人衛生公社の方が集めて持ってこられた物を入れるという、そこから辺の調整・運営の形はどこがされるのか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

基本的には管理・運営の範疇に入りますので、今後は指定管理者の方が、それぞれ呼びかけをされて、今現在も市の職員の方で、年度末というか、来年度の搬入計画を策定する段階で、各事業所の方々に集まっていただいて、それぞれ提出していただいております、それを今後も引き続き、今後は指定管理者の方が、施設の安定的管理・運営の面で把握する必要がございますので、それぞれ提出させて協議されるということになります。

委員 前川原 正人 君

今までの議論を聴いておりますと、要は指定管理を、これまで5年間実績があったということで、またお願いをするということになると思うんですが、例えば、先ほど課長がおっしゃるには、一部、管理運営は業者にお願ひしますよ、しかし後の半分の部分については市が運営をするのですよということでおっしゃったわけですが、そうしますと、いわゆる職員の皆さん、今雇用をされている、職員の皆さんの対応と申しますか、身分の問題ですね、全くこれまでと同じということで理解をしやすいわけですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ただいま、運営を一部というのを言われたのですが、運営はすべてです。維持管理の中で修繕を一部市が面倒見なければならぬような、大規模な工事等について、市が直接するというところでございます。それと職員の対応ということでございますが、身分的にはもちろん、そのまま市の職員でございますので、ただし市の職員はもうあそこからは、撤退するというか、居なくなります。ですから市の職員はだれも居ないという形で指定管理者が、すべてあの施設の管理・運営していくという形になります。その中で、定期的なオーバーホールとかいうものをしなければならぬので、そういう事柄の協議のときに、市の職員と一緒に指定管理者と協議をし、工事を行なっていくということになります。今いる現業の職員につきましては、場長がいらっしゃいますけれども、本年度平成25年3月31日で、定年退職という形になりますので、市の職員では一応はなくなると、あと一人残っている職員がおりますが、その職員につきましては、まだ50代前半ですので、敷根清掃センターのほうの職場で勤務してもらう予定にしております。

委員 前島 広紀 君

関連ですけれども、募集要項で人件費を3,000万円みていると思うのですが、職員が何人いないとできないのですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今現在は、先ほどから、話題になっておりました、JFE環境サービスの委託職員が4名、それから市の職員が場長以下2名、合計3名おります。ただし何名いなければ、この処理場が管理・運営できないかということで、この委託料の基準を算定する段階で、部としても検討いたしました。その中で当初この施設は5年前に新設で建てられましたので、今までの、5年前の旧施設とは大幅な管理・運営の技術の変更がございましたので、まあ、この4名の方も来ていただいてお手伝いしていただいたようなところもあるのですけれども、それらも踏まえて5年経過する中で、当初は8名で、市の職員も4名おりました、それを途中で1名減員にしても大丈夫だよという判断をいたしましたので、今現在先ほど申しました7名体制にしております。今回これを指定する段階では6名でも十分、他の近隣の処理場でもできると可能だという判断をいたしましたので、6名で募集をいたしているところでございます。

— 委員長交代の声あり —

委員 松元 深 君

今までの委託料は24年度の予算で2,205万円程度、今度の指定管理を出す段階で募集要領では2,445万8,000円委託料が組んでありますが、この委託料は今までの委託料とどう違うのですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今の質問は基準価格を算定する段階での、委託料2,445万8,042円、この金額であろうと思います。これにつきましては、別途今の段階でも平成24年度でも霧島市が直接委託料として、お支払いしているこの運転管理の業務分の委託料ではございません。今現在大きな金額でいきますと脱水汚泥を堆肥化工場に持っていくための委託、その脱水汚泥の処分費とか運搬等が毎年1千二、三百万円ずつ発生しておりますけれども、そういうのも見込んだ委託料です。先ほど言った2,205万円につきましては人件費の3,000万円の中に含めさせていただいております。

委員 松元 深 君

人件費は2,400万円に含まれて、今回から3,000万円くらいで、先ほど予定の6人で計算をされているということと理解をしてよろしいのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ただ今の御理解の通り3,000万円の中で、基準価格として市の方では6人を見ておりました。

— 委員長交代の声あり —

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第89号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時35分」

委員長 松元 深 君

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、自由討議に入ります。まず議案第96号、「請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事）」について何か御意見ありませんか。

委員 前川原 正人 君

これも3年半以上、地元との協議を行ってきた経過があるわけでありますが、質疑の中でも言いましたとおり、住民の方たちの気持ちをやっぱり大切に、要求があれば、いつでも、どこでもというわけにいきませんが、施設の進捗状況の説明や施設の見学等そういうものにも門を開いて、オープンな形での工事の在り方をお願いしておきたいというふうに思います。

委員長 松元 深 君

次に、議案第97号「請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建築工事）」について、何か御意見はありませんか、先ほど前川原委員が言いました意見は、議案第96号97号についての意見と言うことで受け賜わってよろしいでしょうか。

委員 前川原 正人 君

お願いします。

委員長 松元 深 君

次に、議案第98号「土地の取得について」何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に議案第81号「霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に議案第88号「霧島市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について」何か御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に、議案第89号「指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）について」何か御意見はありませんか。

委員 今吉 歳晴 君

この指定管理者については応募のあった会社について、すべて会社名くらいは公表する方向で検討していただきたいと思います。

委員 有村 隆志 君

関連になるとは思いますけれど、審査する以上A者B者の内容点数はありましたけれども、その点数がどこをもって下がったのかということは、やはり私たちにお示ししてほしいと思います。

委員 今吉 歳晴 君

一般の入札の場合は、落札業者以外も名前を公表されているのですから、それと同等な扱いを今後はしていただきたい。

委員長 松元 深 君

他にありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を打ち切りたいと思います。これより議案処理に入ります。

まず、議案第96号、「請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場本体工事）」について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第96号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第97号、「請負契約の締結について（霧島市一般廃棄物管理型最終処分場建築工事）」について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第97号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第98号「土地の取得について」討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決いたします。議案第98号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって議案第98号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第81号「霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」について討論に入ります。討論ありませんか。

委員 前川原 正人 君

議案第81号「霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論に参加をしたいと思えます。議論の中でも明らかになりましたけれども、霧島市と他の近隣施設との比較では霧島市が1番料金的にも安い状況であると同時に、市外の火葬料金につきましても安いわけではありますが、しかし同じ人間の最後の尊厳の場であります火葬場で、これも指定管理をゆだねている部分にありますけれども、ただ経費部分だけの、市外からの火葬料金の値上げとなりますとやはり同じ人間として、市内・市外をすみ分けているという点が、やはりもっと配慮をされるべきではないのか、それと同時に、この施設も指定管理をされているわけですが、大体指定管理した一番の目的というのは経費の節減ですが指定管理にしたのであったら、それぐらいの市内・市外問わず、火葬料金の捻出というのも当然できていくのではないかということも考えまして本議案には反対をするものであります。

委員 有村 隆志 君

私は賛成の立場から一言言わせていただきます。今回の措置は、今まで市内で火葬をしたいと御希望があった場合に、市外の方の御希望が、まったく空いていても使えない状況であった中の改善を今回されるものだと思いますので、今後検討すべきものはあるかもしれませんが、まずはこのようにして利便性を上げていくという事では大いに賛成いたします。市民の皆さまが便利になるということの一環だと、例えば市内在住の方が市外のお父さん、お母さんの面倒をこちらで見たときに、火葬をとなった時にこちらで葬儀をした場合に、それを地元にもっていくという状況があった中で今回の措置であったと思いますので、そういう意味で市内に住む方の便利にもつながってきますので、私は以上の理由から賛成をいたします。

委員長 松元 深 君

他にありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、賛成多数と認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第88号、「霧島市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について」討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

したがって、議案第88号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号「指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）について」討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します、議案第89号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

したがって、議案第89号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 今吉 歳晴 君

議案第97号の中の機械設備、電気設備一括して発注しているわけですが、この辺については可能な限り分割して発注していただきたいと思います。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではお諮りします。委員長報告については、委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時47分」

「再開 午後1時00分」

休憩前に引き続き会議を開きます。所管事務調査を行います。子供の医療費の無料化、現物支給について、執行部からの現状説明をお願いします。

保健福祉部長 宮本 順子 君

それでは子どもの医療費の無料化、現物支給につきまして、御説明申し上げます。霧島市の乳幼児医療費助成事業は、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、合併前から旧市町で取り組みをされております。合併に伴い平成17年11月7日より、条例を制定し、3歳までは全額と、3歳から6歳の誕生日までの一部助成としておりましたが、平成21年4月より、小学校就学時前までを全額助成とする改正をいたしております。それにより助成件数は、平成20年度が3万9,830件でしたが、平成21年度は4万2,704件となり、2,874件、約7%の増となりました。また、助成費・扶助費につきましても、平成20年度では1億3,092万3,000円でしたが、平成21年度では1億8,768万4,000円となり、5,676万円、約43%の増額となりました。平成23年度の実績においても、平成20年度と比較しまして助成件数が約16%増の4万6,389件、扶助費につきましても約68%増の2億1,988万2,000円となっております。年々増加している状況でございます。詳細な説明につきましては担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

す。

児童福祉課長 茶園 一智 君

子供の医療費の無料化現物支給についてご説明申し上げます。本市における乳幼児医療費助成につきましては、ただいま保健福祉部長が述べたとおりでございます。子ども医療費の対象年齢の拡充につきましては、先週の一般質問で平成24年6月の議会以降、今後の対象年齢層や医療費の動向、それに伴う助成額の試算やシステム改修費用について検討いたしました。他の子育て支援策との兼ね合いや、多額の一般財源が必要となること、また、後年の負担も残るなどの問題から、更に時間をかけて検討させていただきたいと存じますと、最初で答弁し、議員との問答の中でも、市長が前向きに検討したいと述べたところでございます。病院窓口での医療費無料化、いわゆる現物給付につきましては、先週の一般質問でもお答えいたしましたとおり、医療費の支払い処理を行うためのシステム改修の初期費用や、毎月の処理費用の追加経費が見込まれることなどから、歳出は増大し、現物給付を行うことにより国民健康保険の国庫負担金が減額されることから、歳入が減少しますので、現時点でも大変厳しい状況でございます。さらに市単独で行うことになると、医療機関で、受診者が霧島市民かどうかの判断が必要となり、窓口事務が煩雑になることが予想され、また、鹿児島県医師会などの関係機関との調整も必要となることなどから、市単独で行うことは非常に困難であり、県レベルで取り組む問題であると考えているところでございます。なお、平成24年8月28日に開催された、第2回県市長会におきまして、県内全市の共同提案として、乳幼児医療費の県補助金の対象拡充と、現金給付制度の導入についての要望をしたところでございます。以上で説明を終わります。

委員長 松元 深 君

ただいま説明は終わりました。内容説明についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

委 員 前川原 正人 君

今回の一般質問等でもですね、子ども医療費の無料化を中学校までということで、要望等が出されているわけなのですが、先ほどの課長の口述でもありましたとおり、システムの改修に結構な費用がかかると、いうことでおっしゃったわけですが。大体、本来であれば、熊本県などの場合は、県レベルでの対応をしているというのも、大きな特徴で、鹿児島県全体として取り組んでいくべき性格のものなのですから、本市の場合、システム改修となったときに、どれぐらいの改修費用を必要とするのかですね、お聴きをしておきたいと思えます。

児童福祉課長 茶園 一智 君

正確には業者の見積もり等を取らなければ分からないところあるのですけど。およそ1,000万円程度は掛かるのではないかなというふうに思っております。根拠的にはですね、年齢拡充については、一応、業者の見積もりを取って約240万か50万円だったのですけれども。それに比べて、非常にちょっとシステムの大規模改修になるということで、1,000万円ぐらいは掛かるのではないかなというふうな感じでしかですね、ちょっと、我々のレベルはプログラムの変更にとどれぐらいかかるとか、ちょっと分からないのですけれども、それぐらい掛かるのではないかなというふうに思っているところでございます。

委 員 前川原 正人 君

もう一点はですね、国保会計への、その国庫補助金のペナルティというのですかね。これがあるということは厚生労働省等の、あれは通知・通達ですかね。そういう関係等もあるわけですが。

例えば、その小学校までやった場合、そして第2弾は、中学校までやった場合、いろんなこの年齢の階層区分を想定した場合の、その国庫補助金のカットの影響額というのは、試算をされてはいらっしゃらないのですか。

児童福祉課長 茶園 一智 君

担当課のほうには詳しく聴いてないですけども、前回でしたかね、委員の一般質問があったときに聴いたところ約1,000万円程度ではないかと、これも1,000万円程度というふうにならなかつたんですけど、はっきりしたところはなかつたよ、今、議員がおっしゃるとおり、条件が変われば、また違うのかなと思うんですけども、そういうふうには担当課からお聴きしたところですよ。

委員 有村 隆志 君

このシステムのところでお聴きしますが、例えば市内だと、かかられたことは分かりますので、保険の請求ということもあり得ると思いますが、市外に行ったときもこのシステムで分かるようになっているのですか。例えば、市外で受診したら、その分は、やっぱり手出し、それを最初から現物支給と言う形でいいのか、今の仕組みはこのシステムの中にあるのですか。

児童福祉課長 茶園 一智 君

現在のシステムは自動償還払いという形です。このシステムはですね、例えば、Aという病院に行ったときに自己負担が3割あったとしますと、1万円掛かったとしますと、御自分が3,000円手出しをされますよね。その分のデータがレセプトで国保連合会のほうに全部行きます。それは県下の医療機関全部、鹿児島県の国保連合会のほうに行って、そのデータが霧島市の在住の方という分で、データを頂いて、それをもとに2か月ぐらいに、ご本人が指定された口座の方へ3,000円振り込むという形をとっています。ですので、県外の場合には県外の病院、例えば福岡あたりの病院で受診された場合には、鹿児島県連合会の方にデータはきませんので、御本人が支払ったという領収書をもって、市のほうの窓口に来られて、後で振り込むという形を今とっています。これはまだ現物給付という形になりますと、恐らく鹿児島県連合会のほうにそのデータが行って、御本人は払っていらっしゃいませんので、医療機関のほうに市のほうから、お支払いするという形になるという、お支払いする対象が変わるというシステムになるということですけども、今でも霧島市内のある医療機関では、あまり子供さんがいないということで、この自動償還払いではなくて、現物給付でしかされてないということもあるということで、非常に、これが自動償還払いと、市単独ですということになると、非常に病院の方も、先ほど言いましたとおり窓口で煩雑になり、市のほうも、窓口払い、自動償還払い、現物支給となってですね、ちょっと、かなりシステムの的にも大変かな。また現場のほうもちょっと混雑するかなというふうには思っているところです。

委員 前川原 正人 君

先ほど申し上げた、熊本県あたりが大変進んでいるのですよ。そういうところの、県レベルという部分もあるのでしょうか、そういう先進地事例というのは参考にはされた経過はないのですか。市の取り組みとして、やるやらないは別として、その情報収集という点で、そういう取り組みはなかったのかですね。

児童福祉課長 茶園 一智 君

実は私が児童福祉課長になったのが、昨年4月ですけども。それからしてはしていません。確か21

年の5月ぐらいに議員の方が熊本の方に勉強に行かれたと思うのですが、そのときの会議録を見ると若干、勉強というか菊池市の方でしたかね、お聴きした経緯はあるみたいですが、いろいろと単独でやっているわけじゃなくって、熊本県は全体的にやっているということで、やりやすいところなんかもあってですね。どうも先ほどから言いますと、市単独ですとなかなか難しいですし、県の連合会のほうに聴きましたら、今、自動償還払いの手数料が1件当たり31.5円支払っているんですけども。霧島市だけとなるとそれも、多分上がりますよというふうには、いくらとは言われてはいないんですけども、独自のシステムになるということですね。そういうのがあると、なかなかちょっと、費用対効果があるとやっぱり県レベル、19市、町も含めて県のほうに、段取っていただければということで要望も出しているということでございます。

委員 前川原 正人 君

聴くところによると、鹿児島市が25年度から小学6年生まででしたっけ、今回、今、予算編成中ではあるのですが、そういうこと等も、今後はそういう流れになっていくのではないかなという期待はしているのですが、鹿児島市あたりのその情報収集とかいうことについてはされていらっしゃるんですか。

児童福祉課長 茶園 一智 君

新聞等であったとおり、来年度の8月診療分からということで、対象小学卒業までで、現在の2,000円控除、2,000円を超えた分をお支払いしているのですが、それでいくという、全額じゃなくて、2,000円を超えた分で、対象を小学生までするということのようにあります。

委員 池田 守 君

先の一般質問でも数字が出ていたのですが、小学生卒業まで許可した場合に、経費とかいくら、中学生の時に、もう1回教えてもらっていいですか。

児童福祉課長 茶園 一智 君

小学生を全額無料した場合に、約1億3,500万円。中学生を全額無料した場合に6,500万円かかるという試算をしております。合計で約2億ということになります。これは全額無料の場合ですね。

委員 池田 守 君

今のこの試算の根拠なのですが、小学生も高学年になるにしたがって医療機関に係る率も低くなるし、中学生もそうだと思うんですけども。そういったことも加味した上での試算ですか。

児童福祉課長 茶園 一智 君

一応、この試算の方法は国保のデータをいただきまして、国保の対象者数で、その学年ごとに掛かった経費を同じ霧島市で何人いるという倍をして、という形でやっておりますので、実はこの中に、例えば生活保護をもらっている人の分を引いているとか、そこがですね、そこまでできなかったものですから。何年か前もされていますけれど、やはりこの金額になってようですので、具体的なその年齢が上がるというわけではなくて、年齢で倍にしているという計算ですので、加味はされているのではないかなと思います。

委員 前川原 正人 君

先ほどの部長口述の中で、全体で助成件数が約4万6,389件ということなのですが、これは延べ件数になると思うんですね。がしかし、その対象人員で見た場合、今、おっしゃるような生活保護世帯については、また制度が別ですので、対象外になってくると思うのですが、そこまで求めません

が、大体対象人数というのはどれくらいの方たちがいらっしゃるのかですね。お示しいただけますか。  
児童福祉課長 茶園 一智 君

12月1日現在の登録者数でよろしいですか。平成20年度が6,758人、平成21年度7,552人、平成22年度が7,674人、平成23年度を7,801人ということで、ちょっと24年度は分からないのですけれども。年々登録者数も伸びている状況であるようでございます。

委員 前川原 正人 君

先ほどのそれぞれ口述の中で、23年度の実績が20年度と比較をして、16%の増ということで、扶助費の金額は約2億2,000万円ということで、年々扶助費というのは上がっていくわけですよ。しかしその扶助費の中には、子供だけのそういう政策の部分ではなくて、全体として増えていくということになるわけですけれども。パーセンテージからいけば、その21年度と比較をすると約43%と伸び率としてはですね、大体同じような推移で伸びてきているというようなことも、見て取れるわけですけれども。いつからということ、なかなか最終的には執行権者である市長の命がGOを出せば、せざるを得ない部分もあるのでしょうかけれども。やはり先ほども申し上げますように、今、パーセンテージを見たときに、今後の、扶助費の推移というのも当然、視野に入れていかなければならないと思うのですけれども、その辺をどういうふう、先々のことですので、いくらということなかなか言えない部分がある、どういう突発的な状況になるかというのもなかなか予測ができない部分もありますが、大体、行政当局側のこの推移の傾向をどれぐらいの試算といいますか、推移を考えて分析といいますか、推移として見ていらっしゃるのかですね、お聴きをしておきたいと思えます。

児童福祉課長 茶園 一智 君

非常に難しい御質問ですけれども、扶助費でいきますと先ほど言いましたとおり、平成20年度と21年度と比べて43%増になって、20年度と23年度3年後で68%増というように、恐るべき数字になって、我々も当初予算の編成の時は、実は財務からいろいろ言われるのですけど。なかなか児童福祉課としては病院に行っていて、病気になる状況ができればいいのですか。ただ国保とかいろんな財政には影響を及ぼさずと思っています。対前年比、金額でいきますと、平成20年度と21年度は43%増。平成21年度と22年度が10%の増。平成22年度と23年度が7%の増ということで、少しずつ落ちてきていますので、それぐらいかなと思うんですけど、子供さんの数がすごく増えれば、当然増えるわけですし、あまり1,300人前後で出生者数が増えてない、ちょっと、ばらつきがあったりしているのですけれども、それでも、増えているということは病院に行きやすい環境づくりができていかなと思うのですけども。そろそろ止まってもらいたいなというふうには思っているところですけども。だから、大流行すれば上がりますし、ちょっと難しいですけど、おそらく減ることはないというふうには希望的観測でやっぱりこの辺で、止まってもらいたいなと思っているところですけど、5%から10%ぐらいかなと思っております。要因はそれぞれ、先程言いましたとおり子供さんの数が増えれば、もう当然増えていくのは当たり前だと思いますし、増える政策を市全体でやっておりますので、それがいい方向に向けばいいなと思っています。要を得ませんでしたけど。

委員 前川原 正人 君

私、何を言いたいかというと、少子高齢化が進んでいくのですよね。全体で押しなべて行った時に。だからそれを防ぐ一つの施策として子育てできる、しやすい環境という点では、有効的な手段なのかなと。ですから長いスパン、長い目で見れば、子育て環境を充実させる上でも、こういう制度が充実

していく上で、子育て環境が整備をされていくと、子供たちも増えるし、そのことについては、今後の将来を担う子供たちですので、先行投資という、そういうことに位置付けられるのかなということで、そのようなことを申しました。

委員長 松元 深 君

次に、肺炎球菌ワクチン大人への助成について、執行部からの現状説明をお願いします。

保健福祉部長 宮本 順子 君

それでは肺炎球菌ワクチン大人用の助成について御説明申し上げます。肺炎の中で最も発生率の高いのが肺炎球菌によるもので、肺炎の約3割を占め、特に高齢者がインフルエンザ等に感染すると、肺炎を併発しやすいうえ、死亡率も高くなる状況にあります。肺炎球菌ワクチンを接種することで、インフルエンザ等に感染しても、死亡や重症化を抑制できることから、その必要性は十分認識しているところでございます。国の予防接種制度の見直しを検討している厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会から、本年5月23日に、肺炎球菌ワクチンは、疾病の影響、医療経済的な評価等を踏まえると、高齢者に対し接種を促進していくことが望ましいとする、第二次提言が出され、これを受け、子宮頸ガン予防、ヒブ小児用肺炎球菌、水痘おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎の生ワクチンについて、定期予防接種への移行に向けた検討がなされております。定期予防接種として実施するには、その前提として、関係者の連携と協力によるワクチン接種の円滑な導入と、安全かつ安定的でワクチン供給、さらには、実施体制の確保や継続的な接種に要する財源の確保が必要となるため、去る11月14日に開催された、同予防接種部会で、厚生労働省は、7ワクチンのうち、まずは、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンの、定期予防接種化に向けて作業を進めていきたい、と延べ、3ワクチンを優先させる考えを重ねて強調しており、次の段階として、成人用肺炎球菌などが考えられているようです。本市におきましても、このような国の動向に注視しているところでございます。以上でございます。

委員長 松元 深 君

ただいま内容の説明がありました。内容説明についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 有村 隆志 君

この肺炎球菌成人用の方でございますけど、今、肺炎による死亡率というのがどれくらいの、2年ぐらい前は死亡率の原因が4位だったと、肺炎で今は1位だと思うのです。それを教えてください。

健康増進課長 森 多美子 君

霧島市における肺炎の死亡の状況を申し上げます。平成22年では、死亡の1位が悪性新生物、2位が肺炎、3位が心疾患となっております。最新では2位ということになります。これが過去平成20年度まで4位で推移してきました。平成21年に3位になり、22年度に2位ということで、順位が上がってきております。

委員 田代 昇子 君

死亡率のところ御質問がありましたけれど、20年度が4位、21年度が3位ということでございますが、これは死亡率が多くなったから、3位になったのかなと思うのですが。そこら辺をどのくらいの割で増えているのか、分かっていたら教えてください。

健康増進課長 森 多美子 君

肺炎の死亡数を申し上げますと、平成20年が155人、21年が161人、22年が192名の肺炎の死亡でございます。また、肺炎死亡192名というのは、全死亡が1,335名のうちの192名で、全死亡の14.3%でございます。また192名のうち、65歳以上は183名です。65歳以上の全死亡は1,161名でありまして、1,161名のうち183名の肺炎死亡ですから、15.8%の死亡率を締めております。

委員 田代 昇子 君

注射の液の購入がすごく混んでいて、難しいという答弁をなさったと思うんですが、現在もそうでしょうかね。

健康増進課長 森 多美子 君

肺炎球菌ワクチンにつきましては、現在希望する者が医療機関で受けられる体制になっております。

委員 田代 昇子 君

今民間で自主的にされている部分が非常に、聴いた以上に安いということを感じたのですけれども、行政がお話をされたのは1人7,000円ぐらいというような試算をされていたみたいですが、民間でされると5,500円ぐらいでできるということも聴いておりますけれども。その辺のやはり行政がすると、費用が掛かるというふうに捉えていらっしゃるのか、そこ辺がどうなのか分かっていたら教えてください。

健康増進課長 森 多美子 君

一般的には7,000円から8,000円平均掛かるとされておりますが。始良市が今度、助成をするということで医師会と契約した額は6,500円。それは医師会との協議等によると思いますが、それも現在助成をしているところでも市町村によって設定額が違うのが現状です。

委員 田代 昇子 君

始良市ができたということは、非常にいいことだと思っています。非常に何回か質問が出る中で、本当に財政的なことは厳しいという御答弁があるようですが、周辺の町がぽつぽつ、あちこち対応してくださっているのですが、ちょっと霧島市は無理なのか、そこ辺の見解を教えてください。

保健福祉部長 宮本 順子 君

9月議会でも御答弁申し上げたとおりですけれども、必要性については十分承知をしているところでございます。本市といたしましては国が、先ほど説明でも申し上げましたけれども、来年以降の定期接種化に向けて、今、着々と準備を進めているところでございます。先行して始良市のように、国がする前にという御要望ですけども、今までのこの予防接種が、すべて定期接種になってからということで、他の任意の予防接種といいますのは事業で始められたヒブとか、そういう部分については100%行なっておりますので、市の方のスタンスとしては定期接種化されてからというような、或いは事業に乗ってからというようなことで、現在まで方針を立てているところでございます。今、いろいろ調べてみますと、始良市の方も始めてから、やはり受診率が20%から30%程度ということで、なかなか進んでいないようでございます。まだ周知が非常に足りないのかなという気もするのですけれども。病院によっても温度差がございまして、実際に始良郡医師会すべてから要望が来ているわけではなくて、一部の先生方から御要望がきているという状況ですので、その辺をよく見ながらですね、今後、国の動向と併せ検討させていただきたいと存じます。

委員 有村 隆志 君

先程、数字をおっしゃった中に、65歳以上のデータでしたので、実際に接種となれば人数の問題、

それから5年間は有効だということはあって、それと一回してしまうとずっとしないという部分なので、そうであれば、例えば死亡率は70歳と65歳とは差がないのかな。それとも、70歳ぐらいから初めて、財政的にも余裕があるとか、私自身はその必要性は分かっているのであれば、一步踏み込んで皆さんに、そう言う目に遭わないようにということで、以前から僕もよく提唱しているところです。少しでもいいから、各自治体でばらつきがあって、その全額というのは理想かもしれないけど、500円とか1,000円とかいう形で補助している団体もあるわけなので、必要性が分かればその部分で例えば、どこからか始めてその啓蒙という部分でも、ちょっともう一步進んだ考えはできないものか、お伺いします。

健康増進課長 森 多美子 君

おっしゃることはよく理解しているんですが、死亡率の方も65歳以上で先ほど申し上げましたけれども、当然、高齢、75歳以上、あるいは80歳以上になりますと、当然、率は高くなっておりますので、助成をしている町でも、70歳以上だったり、75歳以上に助成したりとか、高齢者をさらに高齢者を対象に助成をしているような向きがあります。ただ、皆さんに知っておいていただきたいのが、肺炎のうち肺炎球菌が占める割合が3割ほど、先ほど部長の説明でいたしましたけれども。その3割の肺炎球菌のうち、肺炎球菌ワクチンが効果を示すのが、その8割です。だから全体からすると24%になりますかね。それに現在、全国の助成している市町村の接種率がおよそ2割。助成していても2割の接種率。さらにそれに2割を掛けますと5%ぐらいの効果というふうに、私どもは考えてはいるのですが、ただそれでも効果があると、医療費にも効果があると、国もいたしておりますので、当然、有効なことは分かっているんですが。ただ、市民にも肺炎にならないための予防をかねがねしていただく、そういったことから啓発をしていかなければいけないのではないかなというのを考えております。肺炎になるその原因というのは、原因菌というよりも、抵抗力自体、体力が落ちることが、まず前提にございます。その体力をいかに維持するか、免疫力を落とさないかというのは、かねて持病があったり、そういった自分の健康管理、規則的な生活をするとかですね、そういう抵抗力を落とさない生活を送っていただくことや、また、高齢者の肺炎には嚥下性の誤飲による肺炎というのも非常に多いです。そういった中で、口腔機能をしっかり高めておく、あるいは口の中を清潔にする、そのいった基本的な姿勢も、高齢者に呼びかけていかなければいけないのではないかなというのも考えております。ワクチンによる効果はもとより、それ以前の予防の方も心掛けていきたいものだと考えております。

委員 前川原 正人 君

先ほど始良市、医師会でしたか、その各医療機関との契約で大体6,500円を目途に契約をするということで報告をいただいたのですが、始良市の契約は6,500円なのですが、助成金を支給するとか、そういう取組というのではないわけですか。その辺については、どういう内容なのかお示し下さい。

健康増進課長 森 多美子 君

始良市の6,500円というのは、医療機関が6,500円で実施をしていただくという契約で、自己負担は3,500円。市が3,000円助成をするという形で実施されております。

委員 前川原 正人 君

先ほどの死亡率で見たときに、65歳以上を対象に先ほどを言われたわけですね。ですが逆に言うと65歳以上の方たちを5歳刻みで見たときに、大体対象人数がその65歳以上70歳未満で何人。70歳以上

75歳未満で何人。75歳以上80歳未満で何人という数値ですか。

健康増進課長 森 多美子 君

65歳以上の人口が2万8,914名、これがいつの段階か、これは9月議会の時に調べた分です。70歳以上の場合が2万2,630名。75歳以上とした場合が1万6,272名という、ある時点の人口を区分しておりますが、健康増進課でもこの対象人員に3,000円助成をしたときにいくら掛かるかという試算をしたときの人口でございます。

委員 前川原 正人 君

1回やったら、5年間は有効なわけですよ。だから今年、例えばやったら、来年はしなくて、5年後までやらなくてもいいという前提で見たときに、65歳から75歳の人は何人なのか。ということですよ。刻みを小さくする。だから、5年間に有効だという前提があるのだったら、5歳ずつ見て行って、65歳以上から70歳をやるのでなくて、例えば出すけど、95歳から90歳の人と言うように逆にやれば、有効的に活用といいますかね、その肺炎球菌ワクチンの効果というのが、より一層の受診率でも増減をしていく部分がある訳だけでも、5歳刻みで見た時にどうなのかということです。全体で見るということです。

健康増進課長 森 多美子 君

助成をしている市町村の状況を見ますと、5歳刻みとかのアプローチではなくて、何歳以上と設定している形で実施しております。

委員 有村 隆志 君

国の動向ということで、政権が今後どうなるかということもありますけども。ただ、財源ということもあって、将来的には、一般的には大方、そういう傾向にあるのではないだろうかということ、ある程度、部長なんかも認めていらっしゃるんで、実際はただ僕が病気がした場合、65歳以上の方が病気されたら、病院は予防的に必ず打っていますよね、そこら辺はやってらっしゃる、その数字はここに出てくるのですか。ここには死亡率には入っているのですか。

保健福祉部長 宮本 順子 君

本年9月の議会のときに調べた分があるんですけども。市内14病院の調査をしてみました。これは全体ではございません。14の病院だけ電話の聴き取りで行っておりますが。14病院では423人、霧島市の方が423人しか接種を受けていらっしゃいません。霧島市内で、同じ14病院でのインフルエンザの接種は5,485人が受けておりましたので、そのうちの7.7%程度の接種率ということで、市民もですけど、お医者さんの中にも、まだ少し周知が行っていないのかなという気はしております。

委員長 松元 深 君

それぞれ健康増進課、児童福祉課の方がいらっしゃいますが、何か言いたいことがあれば。

委員 田代 昇子 君

私、この数字から大体の計算、暗算だったので、ハッキリした数字ではありませんけども、5年おきに、やっぱり100%が70%にも下がってくるなという感じは、30%の人は往々にして亡くなるというような計算になるのかなと思ったりしています。なるほど、補助があると行ってみようかなと。注射のことがありましたので、補助があると注射をしないとインフルエンザの当初は少なかったのではないかなと思うんですけど。この頃、みんな習慣づけられて、私もですけど、昨年からインフルエンザの注射もしておりますけれども、そんなふうでなかなかしないのが、体の自由が利かなかったりして、

しない部分が非常に多いのかな、そんな気がするんですが。そこら辺をどのように捉えていらっしゃるのかお聴かせいただきたいと思います。

健康増進課長 森 多美子 君

現在、今、実施をしていますインフルエンザの接種率は、67、68%で70%はいておりません。インフルエンザの場合は1,500円の助成をしているのですが、1,500円の自己負担をされていらっしゃるのですけれども、それでも7割いかないという状況でございます。今、肺炎球菌で助成されているのは3,000円でやって、3,000円の助成をしている必要においても2割しかいかないところを見ますと、やはり早くこれの効果があるとするならば、定期予防接種になって、すべて負担をしないで実施できる体制というのが、全国一律そういったことになることが望ましいかなと考えております。例えば、3,500円自己負担があったとして、それに接種をする方っていうのは、やはりお金に困っていない、栄養状態もいい、そういう方しか受けられないと思うのです。そういうことを考えますと、ほんとの効果を狙うならば、やはり、全員が無料で受けられる体制ということが望ましいかと思っておりますので、私たちは定期接種・予防接種化を待っているところでございます。

委員長 松元 深 君

今のインフルエンザの60数%は、65歳以上の割合ですか。

健康増進課長 森 多美子 君

65歳以上の予防接種の接種率でございます。

委員長 松元 深 君

ないようですので、これで質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

「休憩 午後1時40分」

「再開 午後1時43分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、所管事務調査に関する委員長報告をどのように取り扱いますか。所管事務調査の部分を委員長報告するか、しないか。私としては、これは議員と語り合いの中でのことですので、議会だより等、それからインターネットでも公表しますので、そのような話の内容については、まとめて議会だよりの方で掲載したいと思っておりますが、そういった扱いでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

そうさせていただきますと思います。あと、これで一応、今日用意しておりました議題については終了いたしました。環境衛生課関係の所管事務調査を予定しておりますが、文書による回答ということで求めましたので、今配っておりますが、このような回答でありましたので、お目通しいただければと思います。これでよろしいですか。どうしても必要というときには、また、申し出て調査もやりたいと思っておりますので、今回はこういうことで、書くのも難しいですので、また、議会だよりでも少し触れさせて頂きたいと思っております。取り扱いについては、一任頂きたいと思っております。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に会次第の3、その他です。閉会中の所管事務調査については項目を「生活環境行政について」及び「保健福祉行政について」とし、提出しておくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ以上で本日の日程はすべて終了しました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会します。  
ご苦労様でございました。

「閉会 午後 1 時52分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 松 元 深